

監 査 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る勧告について、法第242条第9項の規定に基づき必要な措置を講じたことについて高知市長から通知があったので、同条同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月30日

高知市監査委員 細 川 哲 也
高知市監査委員 金 子 努
高知市監査委員 高 木 妙
高知市監査委員 藤 川 裕 介

1 勧告内容

本件については、元参事の不当利得となった給与等に対する利息相当額について、当該請求権の行使を怠っているものと認められる。

以上のことから元参事に対して、不当利得となった給与等に対する利息相当額について、令和8年3月末日までに、民法第704条に基づき追加請求すべきものとして、勧告する。

2 措置内容

令和8年3月30日付けで、民法第704条の規定に基づき、元参事に対して、不当利得となった給与等に対する利息相当額11,295円の請求権を行使した。